

入札参加資格審査申請について

町が発注する建設工事や物品納入・業務委託などについては、あらかじめ入札参加資格審査申請を受け付け、審査の結果に基づき工事の種類や金額・物品の種類・委託業務の内容などに応じて入札参加者を決めることになっていきます。

平成23・24年度に町が発注する建設工事等や物品納入・業務委託等の競争入札に参加を希望する方は入札参加資格審査申請書を提出してください。

申請受付期間

平成23年1月5日～
平成23年2月28日

資格有効期間(2年間)

平成23年4月1日～
平成25年3月31日

申請方法

A4版ファイルとじ(色の指定なし)で持参または郵送

提出書類

【建設工事等】

①建設工事

- 長野県申請事業者
- 長野県申請業者用「平成23・24年度

建設工事入札参加資格申請書(町長宛て)

・町税の納税証明書(御代田町に納税義務のある場合)

※他の添付書類は省略

○長野県未申請事業者

・町長宛ての申請書(長野県様式に準ずる)

・経営規模等評価結果通知総合評定値通知書(写)(これの提出がないと受け付けできません)

・建設業許可証明書(写)

・商業登記簿謄本(法人業者に限り)

・身分証明書(町外の個人事業者に限り)

・委任状または社内規則(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限り)

・営業所一覧表

・直前2年間の各営業年度における工事経歴書

・技術者経歴書

・納税証明書(法人税、消費税、事業税、市町村税等)

・財務諸表

②建設コンサルタント等

○長野県申請事業者

・長野県申請業者用「平成23・24年度建設コンサルタント等入札参加資格申請書」(町長宛て)

・町税の納税証明書(御代田町に納税義務のある場合)

※他の添付書類は省略

○長野県未申請事業者

・町長宛ての申請書(長野県様式に準ずる)

・営業許可・認可等の証明書(写)

・商業登記簿謄本(法人業者に限り)

・身分証明書(町外の個人事業者に限り)

・委任状または社内規則(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限り)

・営業所一覧表

・直前2年間の各営業年度における業務経歴書

- ・技術者経歴書
- ・納税証明書(法人税、消費税、事業税、市町村税等)
- ・財務諸表

【物品の供給等】

・町長宛ての申請書(長野県様式および町様式)

・経歴および営業概要書

・代理店・特約店証明(写)

・納税証明書(法人税、消費税、事業税、市町村税等)

・委任状または社内規則(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限り)

・商業登記簿謄本(法人業者に限り)

・身分証明書(町外の個人事業者に限り)

・営業許可・認可等の証明書(写)(法令に基づいて得た許可・認可等の証明書)

・営業実績書

【様式について】

各申請書の様式は御代田町ホームページからダウンロードできます。(ホーム↓町政・財政↓財政↓入札参加資格審査申請について)

提出先・問い合わせ先

〒389-10292

長野県北佐久郡御代田町

大字御代田2464-12

企画財政課財政係(内線52・54)

子育て10カ条

～人間力を高める子育てのために～

1 あいさつは絆きずなのもと いつでも どこでも だれにでも
おはよう ありがとう ごめんなさい あいさつは家庭から始めましょう。

2 楽しい食事たのしよくじで 一家だんらんいっか 今日も元気だきょうげんき 健康家族けんこうかぞく
良い食習慣 食育、家庭(おふくろ)の味が最高の心と体の栄養になります。

3 「もったいない」の心こころで がまんかんしゃと感謝とリサイクルを
ほしくても我慢がマン。 むだづかい ポイすては心と地球を汚します。

4 手伝いてつだは 仕事理解しごとりかいのはじまり 物より体験・経験ものたいけんけいけんを
生活技術・知恵、働く喜びが身に付き 社会に出て役立ちます。

5 まず親や大人が実行おやおとなじっこう 社会のルールやマナーしゃかい 責任と義務せきにんぎむ
子どもは 親や大人の背中を見て育つと申しますから。

6 伸ばすには 誉めるほめる 見守るみまも 叱るしか 抱きしめるだ 離れるはな (5つの㊦)
基本は誉めるです。 タイミング良い「5つの㊦」で親子が大きく成長します。

7 聞くときは 子どもの目を見てこめみ 心を聴いてこころき 共感・受容きょうかんじゅよう
親の気分や都合で左右しない。 しっかり相手をすると心が安定します。

8 思いやりは 人や地域社会の「お役」おもに立つ活動・行動やくから
「お蔭様で」の心で 他人のせいにしらない生き方が人間関係の元になります。

9 パソコン・携帯けいたいなどの正しい使い方ただつかかたとルールは家庭の責務かていせきむ
家族の目の届くところできちんと指導・管理をし 子どもを守りましょう。

10 教えよう 広げよう つなごう 命と平和と助け合いいのちへいわたすあ
「皆ちがって皆いい」日本や世界・地球の未来を語り共生の心を育てましょう。

町民の
皆さまへ

次代を担う子どもたちを心身とも健やかに育てるためのポイントを、「子育て10カ条」としてまとめました。広報「やまゆり」8月号でお知らせした「家庭生活の手引き」と合わせ、家庭・地域・学校・園・各種団体等が一体となって取り組んでいきましょう。